

長島昭久氏に対する党倫理規則の適用について

民進党幹事長
野田佳彦

長島昭久氏は4月10日（月）に離党届を提出した。幹事長として慰留するもこれを受け入れなかつたことを受けて、比例名簿での選出であり辞職して議席を民進党に返すことを求めたが、これも拒否した。また、これに先立ち、長島氏は民進党東京都連に幹事長職の辞表を提出した。このような事態を受けて執行役員会で協議を行った結果、常任幹事会に以下の方針を発議する。

- 長島氏の一連の行動は、東京都議会議員選挙を間近に控え、選挙を取り仕切る責任者である東京都連幹事長としての責務を放棄する背信行為である。加えて、国会では衆議院文部科学委員会筆頭理事であり、文部科学省の天下り問題、森友学園疑惑の真相を究明することが国民から強く求められている委員会運営の任にあったが、これも放棄する背信行為でもある。国會議員としても、第21区総支部長としても、国民・都民・有権者をいたずらに混乱させる行為であり、民進党の信用を失墜させる行為である。
- これらの行為は、党規約第42条第1項の「党の名誉及び信頼を傷つける行為」、党倫理規則第2条「党議に背く行為」、「他政党を利用する行為」及び「党の結束を乱す行為」に抵触するものであり、重大な反党行為と認められる。
- 以上から、離党届は受理せず、長島昭久氏を党倫理規則にもとづき「除籍処分」（倫理規則第4条第2項第三号）とする手続きを行うことが相当と判断し、倫理委員会の意見を聴くこととする。
- なお執行役員会では、長島氏が比例代表選挙東京ブロック選出議員であることから、「公職の辞任勧告」（倫理規則第4条第1項第五号）としての衆議院議員辞職勧告を行うべき、との意見があり、その適否については、常任幹事会の議論を踏まえた上で倫理委員会の意見を聴くこととしたい。

(関係規定抜粋)

民進党規約

第 5 条

1. 党員の離党の手続きは、組織規則で別に定める。
2. 国会議員が離党しようとするときは、幹事長に申し出て、常任幹事会の承認を得ることを要する。

第 42 条

1. 党員は、政治倫理に反する行為、党の名誉及び信頼を傷つける行為ならびに本規約及び党の諸規定に違反する行為を行ってはならない。

倫理規則

第 2 条（倫理規範）

1. 本党に所属する党員は、次の各号に該当する行為（以下「倫理規範に反する行為」という）を行ってはならない。
 1. 一 汚職、選挙違反及び政治資金規正法令違反並びに刑事事犯等、政治倫理に反し、または党の品位を汚す行為
 2. 二 大会、両院議員総会、常任幹事会等の重要決定に違背するなど、党議に背く行為
 3. 三 選挙又は議会において他政党を利する行為など、党の結束を乱す行為

第 3 条（倫理の確保）

1. 常任幹事会は、党員が倫理を遵守するよう努めなければならない。
2. 幹事長は、党員が倫理規範に反する行為を行ったと思われる場合、すみやかに調査を行って事実を確認し、その結果に応じて、必要な措置を行い、または処分を発議しなければならない。

第 4 条（措置および処分）

1. 幹事長は、党員が倫理規範に反する行為を行ったと判断した場合、常任幹事会の承認を得て、以下の各号に掲げる執行上の措置を行うことができる。
 - 一 幹事長名による注意
 - 二 常任幹事会名による厳重注意
 - 三 党の役職の一定期間内の停止または解任
 - 四 党公認または推薦等の取り消し（衆議院議員選挙または参議院議員選挙の比例名簿からの登録抹消を含む）
 - 五 公職の辞任勧告
2. 常任幹事会は、党員の倫理規範に反する行為が、党の綱領基本理念、規約等に反し、本党の運営に著しい悪影響をおよぼすと判断した場合、幹事長の発議に基づき、以下の各号に掲げる処分を行うことができる。
 - 一 党員資格の停止
 - 二 離党の勧告
 - 三 除籍
3. 前二項の措置及び処分は、重ねて行うことができる。

第 6 条

1. 常任幹事会は、倫理規範に反する行為に関して、第 4 条第 2 項に定める処分を行おうとする場合は、倫理委員会の意見を聴かなければならない。ただし、党の信用保持にとって緊急の場合には、処分を行った後に倫理委員会の意見を聴くことができる。
2. 常任幹事会は、倫理規範に反する行為に関して、第 4 条第 1 項に定める措置を承認するにあたって、特に必要と判断する場合、倫理委員会の意見を求めることができる。

